

40万円以内を

茨城県で介護職員として再就職する方にお貸しします!



《2019年度離職介護人材再就職準備金貸付制度》

貸付対象となる方

以下の1~4の要件を全て満たす方で連帯保証人がたてられる方

1. 直近の介護職員としての離職後、茨城県福祉人材センターに登録し、再就職までに1か月以上経過している方
2. 茨城県内の介護保険サービス事業所・施設等※1に介護職員として再就職する方
※1 障害福祉サービスの事業所は対象となりません。
3. 介護保険サービス事業所・施設等※1で実務経験1年以上※2有する方
※1 障害福祉サービスの事業所は対象となりません。
※2 雇用期間365日以上、介護職員業務従事期間180日以上(介護保険サービス事業所・施設に限る)
4. 次の①~③のいずれかの資格を有する方
①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員初任者研修修了者
(介護職員基礎研修、旧ホームヘルパー養成研修1級課程・2級課程を修了した方を含む)

貸付限度額

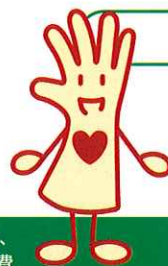
40万円以内

貸付回数

1人1回限り

貸付利子

無利子



貸付対象となる経費

介護人材として再就職するために必要とする一時的な経費で、原則として勤務開始3ヶ月前から勤務開始月までに要した経費

- ★ 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書購入費用
- ★ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料(家賃、管理費等恒常な経費は認められません)
- ★ 仕事で使用する靴、鞆、被服費、道具等の購入費用
- ★ 子どもの預け先を探す際の活動費
- ★ 就職のために転居を伴う場合における転居費用
- ★ 通勤に要する自転車等(自動車、バイクを含む)の購入費用(買い替え、家族名義等は認められません)など

茨城県内で介護職員として再就職後、継続して2年間業務に従事した時

貸付金は全額返還免除になります!

※返還の免除要件を満たさなくなった場合、返還となります。

お問い合わせ先

※申請書類が必要な際は下記にご連絡ください。

茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部
(人材自立育成担当)

TEL.029-350-8366

茨城県福祉人材センターへの求職登録に関するお問合せは

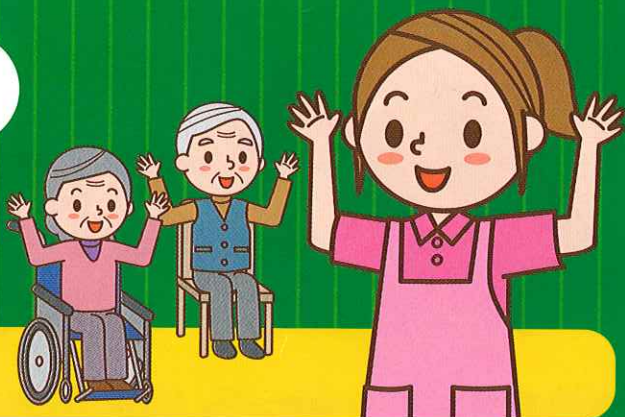
茨城県福祉人材センター TEL.029-244-4544

茨城県社会福祉協議会 離職介護人材再就職準備金 検索



離職介護人材再就職準備金貸付制度

手続きの流れ



1

離職

茨城県福祉人材センターに登録するとともに、再就職準備金利用計画書を提出



2

貸付金申請

茨城県内の介護保険サービス事業所・施設等へ、介護職員として再就職した翌々月末までに、貸付金の申請書を茨城県社会福祉協議会へ提出してください。貸付には連帯保証人が1名必要になります。

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ①貸付申請書(第3号様式) | ⑥茨城県福祉人材センター登録証の写し |
| ②雇用証明書(第5号様式) | ⑦住民票(申請者) |
| ③業務従事期間等証明書(第6号様式) | ⑧所得証明書・印鑑登録証明書の写し(連帯保証人分) |
| ④再就職準備金利用計画書(第7号様式) | ⑨申請チェックリスト |
| ⑤資格証明書等の写し | |

3

貸付決定(申請書提出翌月中旬)

提出された申請書類等を審査のうえ、貸付の可否を決定します。
貸付が決定した方には、貸付決定通知書と貸付契約に必要な借用証書等を送付します。

4

貸付契約締結(申請書提出翌月第3火曜日)

貸付制度説明会に出席のうえ、借用証書等を提出し、貸付契約を締結します。
借用証書には、申請者の実印及び印鑑登録証明書、連帯保証人の署名・押印、
収入印紙等が必要です。

5

貸付金交付(貸付契約後)

貸付契約締結時に指定のあった金融機関口座(ゆうちょ銀行除く)へ一括で振込みます。

6

貸付金交付後の手続き

- ① 貸付金交付後、貸付金の返還計画書、業務従事届等の提出など必要な手続きがあります。
- ② 再就職後、継続して2年間介護の業務に従事すると、貸付金は返還免除となります。
- ③ 2年間、介護業務に従事できなくなったときは、貸付金を返還していただきます。
返還期間1年以内、返還期限までに返還できない場合は、年5.0%の利子が加算されます。

